

---

# 目次

---

## 第1編 総則

第1節	揖斐川町地域防災計画の目的及び構成	1
第2節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	揖斐川町の概要	10
第4節	被害想定	34
第5節	町災害対策本部の組織	39

## 第2編 一般対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	総則	101
第2節	防災思想・防災知識の普及	106
第3節	防災訓練	109
第4節	自主防災組織の育成・強化	112
第5節	ボランティア活動の環境整備	115
第6節	広域応援体制の整備	131
第7節	防災通信設備等の整備	133
第8節	火災予防対策	135
第9節	水害予防対策	137
第10節	雪害予防対策	139
第11節	渇水等予防対策	142
第12節	観光施設等予防対策	143
第13節	孤立地域防止対策	161
第14節	避難対策	162
第15節	必需物資の確保対策	168
第16節	要配慮者・避難行動要支援者対策	171
第17節	応急住宅対策	175
第18節	医療救護体制の整備	176
第19節	防疫対策	178
第20節	土砂災害予防対策	191

第21節	建築物災害予防対策	193
第22節	防災営農対策	193
第23節	ライフライン施設対策	194
第24節	文教対策	196
第25節	行政機関の業務継続体制の整備	200
第26節	企業防災の促進	201
第27節	防災対策に関する調査・研究	203

## 第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制	251
第2節	災害対策要員の確保	257
第3節	ボランティア活動	260
第4節	自衛隊災害派遣要請	262
第5節	交通応急対策	281
第6節	通信の確保	285
第7節	警報・注意報・情報等の受理・伝達	287
第8節	災害情報等の収集・伝達	294
第9節	災害広報	311
第10節	消防活動	313
第11節	水防活動	315
第12節	大規模土砂災害対策	316
第13節	雪害対策	317
第14節	県防災ヘリコプターの活用	319
第15節	孤立地域対策	320
第16節	災害救助法の適用	321
第17節	避難対策	322
第18節	食料供給活動	348
第19節	給水活動	350
第20節	生活必需品供給活動	352
第21節	要配慮者・避難行動要支援者対策	371
第22節	観光客等の応急対策	374
第23節	応急住宅対策	375
第24節	医療・救護活動	381
第25節	救助活動	383
第26節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	401
第27節	防疫・食品衛生活動	403
第28節	保健活動・精神保健	405

第29節	清掃活動	405の2
第30節	愛玩動物等の救援	407
第31節	災害義援金品の募集・配分	408
第32節	農林業応急対策	411
第33節	公共施設の応急対策	431
第34節	ライフライン施設の応急対策	433
第35節	文教災害対策	435
第36節	災害警備活動	438
第3章	事故災害対策計画	
第1節	航空災害対策計画	551
第2節	鉄道災害対策計画	554
第3節	道路災害対策計画	557
第4節	危険物等災害対策計画	560
第5節	林野火災対策計画	574
第6節	大規模な火災対策計画	578
第7節	大規模停電対策計画	582
第4章	災害復旧計画	
第1節	復旧・復興体制の整備	601
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	602
第3節	被災者の生活確保	605
第4節	被災中小企業の振興	608
第5節	農林業関係者への融資	609
第3編 地震対策編		
第1章	地震災害予防計画	
第1節	総則	651
第2節	防災思想・防災知識の普及	652
第3節	防災訓練	653
第4節	自主防災組織の育成・強化	654
第5節	ボランティア活動の環境整備	654
第6節	広域応援体制の整備	654
第7節	緊急輸送網の整備	655
第8節	防災通信設備等の整備	657
第9節	火災予防対策	657

第10節	孤立地域防止対策	657
第11節	避難対策	657
第12節	必需物資の確保対策	658
第13節	要配慮者・避難行動要支援者対策	658
第14節	応急住宅対策	658
第15節	医療救護体制の整備	658
第16節	防疫対策	659
第17節	まちの不燃化・耐震化	659
第18節	災害危険区域の防災事業の推進	662
第19節	ライフライン施設対策	663
第20節	文教対策	663
第21節	行政機関の業務継続体制の整備	663
第22節	企業防災の促進	664
第23節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	664

## 第2章 地震災害応急対策計画

第1節	活動体制	751
第2節	ボランティア活動	752
第3節	自衛隊災害派遣要請	752
第4節	災害応援要請	753
第5節	交通応急対策	755
第6節	通信の確保	755
第7節	地震情報の受理・伝達	756
第8節	地震災害情報の収集・伝達	758
第9節	災害広報	758
第10節	消防活動	758
第11節	浸水対策	759
第12節	大規模土砂災害対策	760
第13節	県防災ヘリコプターの活用	760
第14節	孤立地域対策	760
第15節	災害救助法の適用	760
第16節	避難対策	781
第17節	建築物・宅地の危険度判定	781
第18節	食料供給活動	782
第19節	給水活動	782
第20節	生活必需品供給活動	782
第21節	要配慮者・避難行動要支援者対策	783

第22節	観光客等の応急対策	783
第23節	帰宅困難者対策	784
第24節	応急住宅対策	784
第25節	医療・救護活動	785
第26節	救助活動	785
第27節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬	785
第28節	防疫・食品衛生活動	786
第29節	保健活動・精神保健	786
第30節	清掃活動	786
第31節	愛玩動物等の救援	787
第32節	災害義援金品の募集・配分	787
第33節	公共施設の応急対策	787
第34節	ライフライン施設の応急対策	788
第35節	文教災害対策	788
第36節	災害警備活動	788
第3章	地震災害復旧計画	
第1節	復旧・復興体制の整備	851
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	851
第3節	被災者の生活確保	851
第4節	被災中小企業の振興	852
第5節	農林業関係者への融資	852
第4章	東海地震に関する事前対策	
第1節	総則	871
第2節	警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達	873
第3節	広報対策	874
第4節	事前避難対策	876
第5節	消防・水防対策	878
第6節	警備対策	879
第7節	交通対策	880
第8節	緊急輸送対策	881
第9節	物資等の確保対策	882
第10節	保健衛生対策	882
第11節	生活関連施設対策	883
第12節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	885
第13節	公共施設対策	886

## 第5章 南海トラフ地震防災対策

第1節	総則	901
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	902
第3節	関係者との連携協力の確保	903
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	905
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	909
第6節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	910
第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	912
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	917
第9節	防災訓練計画	918
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	919

## 第4編 原子力災害対策編

### 第1章 総則

第1節	計画の目的	921
第2節	計画の性格	921
第3節	計画の周知徹底	921
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	922
第5節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	934

### 第2章 原子力災害事前対策計画

第1節	原子力事業者の防災業務計画の協議等	941
第2節	情報の収集、連絡体制等の整備	941
第3節	通信手段の確保	943
第4節	組織体制等の整備	943
第5節	長期化に備えた動員体制の整備	944
第6節	広域防災体制の整備	944
第7節	緊急時モニタリング体制の整備	945
第8節	屋内退避、避難等活動体制の整備	946
第9節	学校、医療機関等における対応	948
第10節	原子力災害医療活動体制の整備	949
第11節	飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	949
第12節	緊急輸送活動体制の整備	950
第13節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	950
第14節	住民等への情報提供体制の整備	950
第15節	行政機関、学校等における業務継続計画の策定	951

第16節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発	951
第17節	防災訓練の実施	952
第18節	防災業務関係者の人材育成	952
第19節	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	953
第20節	複合災害に備えた体制の整備	954
第21節	原子力事業者防災業務計画の協議	954
<b>第3章</b>	<b>原子力災害緊急事態応急対策計画</b>	
第1節	通報連絡、情報収集活動	971
第2節	活動体制の確立	973
第3節	防災業務関係者の安全確保	977
第4節	緊急時モニタリング活動	978
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	978
第6節	要配慮者への配慮	981
第7節	原子力災害医療活動	981
第8節	飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配	982
第9節	緊急輸送活動	983
第10節	住民等への的確な情報提供活動	984
第11節	文教対策	985
第12節	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する迅速かつ的確な応急対策	986
<b>第4章</b>	<b>原子力災害中長期対策計画</b>	
第1節	緊急事態宣言解除後の対応	991
第2節	県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	991
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	991
第4節	各種制限措置の解除	991
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	992
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成	992
第7節	被災者等の生活再建等の支援	992
第8節	風評被害等の影響の軽減	992
第9節	被災中小企業等に対する支援	993
第10節	心身の健康相談体制の整備	993

## 資料編

### 1 防災活動体制に関する資料

1-1	揖斐川町防災会議条例	1001
-----	------------	------

1-2	揖斐川町災害対策本部条例	1003
1-3	岐阜県災害救助法施行細則	1021
<b>2</b>	<b>応援要請に関する資料</b>	
2-1	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	1040
2-2	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目	1044
2-3	岐阜県広域消防相互応援協定書	1046
2-4	岐阜県防災ヘリコプター支援協定書	1049
2-5	岐阜県水道災害相互応援協定	1051
2-6	町が締結している協定一覧	1053
<b>3</b>	<b>通信の確保に関する資料</b>	
3-1	非常通信ルート一覧	1081
<b>4</b>	<b>医療救護に関する資料</b>	
4-1	病院施設（救急指定病院）	1082
4-2	災害時の医療救護に関する協定書	1083
4-3	災害時の救護病院指定に関する協定書	1085
<b>5</b>	<b>被災者救援に関する資料</b>	
5-1	防災用備蓄物資等の状況	1109
5-2	給水用資器材等保有状況	1111
<b>6</b>	<b>輸送に関する資料</b>	
6-1	防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧表	1112
6-2	地域内輸送拠点	1113
<b>7</b>	<b>避難に関する資料</b>	
7-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	1114
7-2	原子力災害時におけるUPZに係る避難所等	1137
7-3	福祉避難所一覧	1138
<b>8</b>	<b>災害危険箇所に関する資料</b>	
8-1	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	1151
8-2	土石流危険溪流	1197
8-3	土砂流出防止対策が必要な砂防指定地溪流	1214
8-4	地すべり防止区域	1214
8-5	地すべり危険箇所	1214
8-6	急傾斜地崩壊危険箇所	1215
8-7	雪崩危険箇所	1224
8-8	老朽ため池状況	1231
8-9	災害危険区域指定箇所	1231
8-10	山腹崩壊危険地区	1232
8-11	崩壊土砂流出危険地区	1234

## 9 要配慮者に関する資料

9-1 要配慮者利用施設一覧表…………… 1261

## 様式編

**(注) 担当部署の表記について**

第2編、第3編（第4章及び第5章を除く。）及び第4編（第1章を除く。）の各節については、それぞれの施策内容に係る役割分担を明確にするため、節名の右横に担当部署を明記している。

部署名については、第2編第2章（災害応急対策計画）、第3編第2章（地震災害応急対策計画）及び第4編第3章（原子力災害緊急事態応急対策計画）の各節では、災害対策本部の名称を用いている。また、それ以外の節では、行政組織の名称を用いている。